



速報

高度熟練労働者の移住を促進する新しいAI大統領令

2023年11月9日

ハイライト

10月30日、ジョー・バイデン大統領は「人工知能の安全、安心、信頼できる開発と使用に関する大統領令」に署名しました。

この大統領令は、米国をAIの専門知識を持つ高度熟練労働者の移住先として促進することを目的としています。

この大統領令の実施を担当する各省庁は、それぞれの管轄区域内で対応を開始し、対応に最長1年を要するところもあれば、わずか30日のところもあります。

10月30日、ジョー・バイデン大統領は、人工知能(AI)技術のリスクと可能性のバランスを取るリーダーとして米国を位置づけることを目的としたイニシアティブである「人工知能の安全、安心、信頼できる開発と使用に関する大統領令」に署名しました。連邦政府による初の一般的な指針であるこの命令は、AIの導入が進むことによる雇用者への影響も取り上げています。

他のAI規制と歩調を合わせ、同命令は特に安全・セキュリティの目的を概説していますが、AIの専門知識を持つ高度熟練移民の目的地として米国を促進する重要な必要性も強調しています。この命令には、雇用ベースの移民を緩和し、ビザ手続きを合理化し、熟練移民に対する業界の需要を評価するためのイニシアティブが含まれています。

特に、AI分野の高度熟練労働者の移民を合理化するための以下の主要な提

弁護士



サラ J. ホーク

パートナー

アトランタ

P 404-264-4030

F 404-264-4033

Sarah.Hawk@btlaw.com



山本真理

パートナー

シカゴ

P 312-214-8335

F 312-759-5646

mari.regnier@btlaw.com



前田千尋

オブ・カウンセル

シカゴ

P 312-214-2107

F 312-759-5646

chihiro.maeda@btlaw.com

関連分野

労働雇用法

移民法 & 国際人事

案が含まれています：

- AI人材誘致：米国国務省はこの命令を通じて、AI分野のエリート研究者の需要に見合うグローバルAI人材誘致プログラムを設立するよう指示を受けました。
- J-1交流訪問者技能リストの拡大：AIや類似分野の専門家の誘致と定着を促進するため、J-1訪問者交流プログラムの変更を開始するよう国務省を奨励する本命令に基づき、J-1交換訪問者技能リストを更新し、AIなどの分野における技能の格差に対処するとともに、進化する世界の労働市場に対応します。
- H-1Bビザ規則の近代化：同命令に従い、国土安全保障省は、H-1Bプログラムを近代化し、その完全性と利用を強化するための規則制定プロセスを継続する中で、H-1B更新手続きを簡素化します。これにより、50万人以上のH-1Bビザ保持者、およびH-1B雇用主が恩恵を受けることになります。
- ビザ更新の合理化：同命令により、J-1研究奨学生およびF-1科学・技術・工学・数学(STEM)学生は米国内からのビザ更新が許可されます。このイニシアティブは、このような人々の手続を大幅に簡素化し、より大幅に手続時間を短縮し、その結果、約45万人の留学生と彼らが貢献する学術・専門機関に直ちに影響を与えます。
- ポリシーマニュアルの更新：「AIやその他の重要な新興技術の専門家、およびその配偶者、扶養家族、子供」を含む非移民が合法的な永住者になるための手続を簡素化するために、国土安全保障省に現行の規則や規制を評価するよう指示する中で、AIと新興技術の専門家は、スタートアップ企業の創業者をより包括的に受け入れるようにされた近代化経路から恩恵を受ける予定です。
- スケジュールAの更新：労働省(DOL)が米国労働者が不足していると判断した職業のリストであるスケジュールAは、AIやその他のSTEM労働力不足に関する一般からの意見募集をDOLに指示した結果、更新される予定です。スケジュールAリストの更新が検討された後、雇用市場の変化を反映するために職種が追加または削除されます。

バイデン大統領は先週、この大統領令に署名しましたが、すぐに結果が出るわけではありません。各省庁は対応を開始しますが、対応に最長1年を要するところもあれば、わずか30日のところもあります。この命令は、新しい政府機関やタスクフォースの設立を指示し、影響を受ける各連邦機関はAI最高責任者を任命し、新しいホワイトハウスのAI協議会に参加することを義務付けています。この種の変化を待つのには、忍耐が必要となります。

今後の展開としては、この命令が、高度熟練外国人労働者を惹きつけるための非移民ビザ手続を改善し、移民ビザ手続の滞りを緩和するような、前向きな移民政策のきっかけとなることが期待されます。

詳しくは[英語版](#)をご覧ください。

本ニュースレターは、法律の最新情報、動向をご案内するものであり、いかなる場合も法務サービス、法務アドバイスの意味を持つものではありません。本ニュースレターは、一般的な案内目的でのみ配布されるものですので、個々の問題については弁護士までご相談下さい。